

AIG 京都代理店会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は AIG 京都代理店会（以下本会という）と称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は AIG 損害保険株式会社京都支店内に置く。

(目的)

第3条 本会員は AIG 損害保険株式会社と常に緊密な連携のもとに、お互いに協力して業績の進展を図り、業務知識の向上をめざす。また会員の意見、要望に対し本会は積極的に取り組み、会員相互の発展と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1、研修ならびに講演会等の各種セミナーの開催。
- 2、会員相互の情報交換、AIG 損害保険株式会社との連絡業務。
- 3、その他前条の目的達成のために必要な諸般の事業。

第2章 会員

(会員資格)

第5条

- 1、本会の会員は原則、AIG 損害保険株式会社京都支店に登録されているプロ代理店の代表者とする。
- 2、本会のあらゆる事業に積極的に参加協力すること。
- 3、定められた期日までに会費を完納すること。
- 4、会員資格は1年ごとに自動更新される（脱会は所定の期日までに申し出ること）。
- 5、会員は登録事項に変更があった場合、速やかに本会に報告をする。

(加入)

第6条

- 1、本会の加入は、原則 AIG 損害保険株式会社 京都支店に登録する専業代理店を対象とし、役員会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条

会員が次の各号に該当する場合は退会として取り扱う。

- 1、退会を希望する会員から退会届が期日（2月末日）までに提出され、役員会の承認を得たもの。
- 2、会員の死亡の事実が確定されたとき。

- 3、AIG 損害保険株式会社の代理店でなくなったとき。
- 4、代理店統廃合などにより代理店登録が抹消、新名称にて登録された旧登録代理店。
- 5、会員として不適切な行為、本会の秩序を乱すような行動があった場合で
役員会が協議、総会にて不適切と認めた場合。

(会費)

第8条

- 1、本会の会費は¥24,000円(年額)とする。
- 2、必要あるときは臨時会費を徴収することができる。
- 3、会費は、毎年5月末日までに完納すること。
- 4、途中加入の会費は、月割り(1ヶ月¥2,000円)とし、一括納入とする。
- 5、払込済み会費は返戻しない。
- 6、退会会員が同一事業年度内に再入会の場合は会費の徴収は行わない。

第3章 役員

(役員)

第9条

- 1、本会運営のため次の役員を置き、役員会を組織する。

会長 1名

副会長 2名

役員 8名以内（書記、会計担当を各々1名置く）

（尚、上記のうち副会長以下の役職については役員の協議により決定する。）

（会計監査）

第10条

- 1、本会は会計監査役（前会計担当役員もしくは前会長）を1名置く。
- 2、会計監査役は、本会決算の監査を実施する。

（顧問、相談役）

第11条

- 1、本会は顧問及び相談役を置くことができる。
- 2、顧問、相談役は役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3、原則、顧問はAIG損害保険株式会社京都支店長、相談役は前役員より会長が役員会にて協議の上依頼する。

（役員の選出及び解任）

第12条

- 1、役員は本会の会員たることを要し、総会において会員の中から選任（自薦、他薦を含む）及び解任される。
- 2、会長選出は原則、代理店の代表者とする。

3、その他の役員は、会長にて選出する。

(役員の仕事)

第13条

- 1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、必要あるときは会長の職務を代行する。
- 3、会長と副会長1名はAIG近畿代理店連合会ならびにAIG全国代理店連合会の理事を兼務する。
- 4、会計担当役員は、本会の会計事務、年度予算の立案、決算を行い、総会にてこれを発表し承認を得る。
- 5、その他の役員は、担当役職において本会の円滑な運営に努力する。

(役員の仕事)

第14条

- 1、本会の役員任期は2年(1期)とする。但し総会の承認がある時はこの限りではない。(原則として連続2期までとする。)
- 2、役員に欠員が生じた場合は、他の役員にて協議、選出、補充をし、各会員には報告を持って承認されたものとする。
- 3、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

(役員会及び例会)

本会は第3条の目的を遂行するために次の諸議会を開催する。

第15条

- 1、役員会は必要あるときに随時開催する。
- 2、定期総会は年1回、会長が召集、会計報告、事業報告、その他重要事項を審議、議決する。(ただし、必要あるときは臨時総会を開催できる)
- 3、懇親会は会長の召集により随時開催できる。

第4章 総会、その他

(総会の成立及び決議)

第16条

総会は会員の過半数(委任状を含む)の出席にて成立し、議決は出席会員(委任状含む)の過半数の同意をもって決議するものとする。ただし、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(弔慰規定)

第17条

- 1、会員が死亡したときは香典¥30,000円及び献花。
- 2、会員の配偶者が死亡したときは、香典¥10,000円及び献花。
- 3、その他、役員会において必要と認めた場合は、長年に渡り代理店会に貢献された元会員等へ実情に応じて献花等対応することができる。

(会計年度)

第18条

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(会則の改正)

第19条

本会の会則改正は、総会にて会員3分の2以上の同意（委任状含む）をもって改正できる。

第5章 補則

(補則)

第20条

- 1、本会は、この会則の運用を円滑にするため、会則に定めるもののほかに役員会にて協議し、総会等の決議をへて規則等を定めることができる。
- 2、一般社団法人京都損害保険代理業協会との連絡員を置くこと。

2026年4月1日改正・施行

追記：①AIG 損害保険株式会社組織変更に伴う京滋エリア統括部廃止の為、代理店会

所属3支店名の追加変更、事務局設置支店名追加変更そして顧問担当支店長追加

変更と業界変革期における研修や連携のために役員数の8名への増員

平成 31 年 3 月 14 日改正

②AIG 損害保険株式会社組織変更に伴う京都北支店廃止の為、代理店会所属 2 支店へ
変更

令和 2 年 4 月 7 日改正

③代理店統合による会員の減少が今後見込まれるため年会費を 24,000 円とする。

令和 2 年 4 月 7 日改正

④役員の留任の事情を鑑み、監査役を前会計担当役員もしくは前会長とする。

令和 2 年 4 月 7 日改正

⑤滋賀代理店会設立に伴い、名称の変更

令和 8 年 4 月 1 日改正